

次期保健福祉総合計画（令和9～14年度）の策定について

(参考資料6)

1. 次期計画の基本事項について

（1）策定の目的

福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、保健・医療・福祉に関する施策の総合的、効果的な推進を図る。

（2）計画の位置付け

○本計画は、福岡市福祉のまちづくり条例第10条に定める「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画」である。

○下記法定計画等を包含した計画として、一体的に策定する。

- ## ・市町村地域福祉計画 ・市町村健康増進計画 ・市町村老人福祉計画 ・市町村障害者計画

（3）計画期間

令和9年度から令和14年度までの**6年間**とする。

※介護保険事業計画 第10期（令和9～11年）、第11期（令和12～14年）

※障がい福祉計画 第8期（令和9～11年）、第9期（令和12～14年）

障がい児福祉計画 第4期（令和9～11年）、第5期（令和12～14年）

名称	計画期間	計画の性格
	R 9 R 10 R 11 R 12 R 13 R 14	
福岡市 保健福祉総合計画	次期計画	<ul style="list-style-type: none"> 市条例に基づく福祉のまちづくりに関する基本計画 下記の法定計画等を包含 <ul style="list-style-type: none"> ■市町村地域福祉計画 ■市町村健康増進計画 ■市町村老人福祉計画 ■市町村障害者計画
福岡市 介護保険事業計画	第10期計画	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村介護保険事業計画 介護保険事業の円滑な実施のため、 3年を1期として策定する計画
福岡市 障がい福祉計画 / 障がい児福祉計画	第8期 / 第4期計画	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村障害福祉計画 / 市町村障害児福祉計画 障がい福祉サービスの提供体制の確保や推進のため、 3年を1期として策定する計画

2.審議体制及びスケジュール（案）

（1）審議体制

審議体制	人数（うち、臨時委員数）	設置根拠
審議会（総会）	34人（－）	福岡市保健福祉審議会条例第1条
地域保健福祉専門分科会	18人（5人）	
健康づくり専門分科会	20人（8人）	
高齢者保健福祉専門分科会	18人（5人）	福岡市保健福祉審議会条例第7条
障がい者保健福祉専門分科会	21人（8人）	
調整会議（審議会正副委員長及び各専門分科会正副会長で構成）	11人（－）	福岡市保健福祉審議会調整会議設置要綱第1条

（2）スケジュール（案）

(◆：審議会、■：議会)